

大府市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る令和5年4月1日から令和6年3月31日までの在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

令和7年6月2日

大府市選挙管理委員会委員長 塚本 廣道